

No.	事項	質 問 要 旨	回 答																							
1	①総論	「障害者支援施設」とは何か	施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設。																							
2	①総論	身体障害者療護施設については現行制度においては、平成15年度以降に開設された施設は平成16年度から本則が適用されている。再構築後この取扱はどうなるのか。	再構築後3年間は現行補助水準（平成21年度交付額）を基礎とした激変緩和、減額調整、旧体系施設減算の経過措置が設けられているためこの取扱は廃止する。																							
3	①総論	サービス推進費の交付の単位は事業ごとか指定ごとか	指定の単位ごとに交付する（事業所番号が同一であれば、同一の交付申請） したがって、施設入所支援の規模を超える日中系事業がある場合であっても、同一の指定の単位であれば、障害者支援施設として交付する。																							
4	②基本補助	施設規模別（いわゆる定員区分）はどのように判断するのか	夜間は施設入所支援の規模で判断し、日中系サービスは日中系サービス事業の合計定員で判断する なお、定員規模は、運営規程に定める定員で判断する（運営規程に定める定員と指定上の定員は同規模であること）																							
5	②基本補助	国制度の人員配置体制加算区分（Ⅰ～Ⅲ及び無し）は月毎に変わる可能性があるが、基本補助単価の適用について、国制度に連動させて変更させていくか、年通しでフィックスさせるか	各月初日の加算区分で判断する																							
6	②基本補助	生活介護において、サービス提供単位を設けている場合はどのようなになるのか （※サービス提供単位が設けられるのは生活介護のみ）	サービス提供単位ごとに基本補助の算定を行う 例）サービス提供単位①で人配Ⅰならこれを適用 サービス提供単位②で人配Ⅲならこれを適用 なお、定員区分は日中系サービス事業の合計定員であることに留意すること																							
7	②基本補助	従たる事業所の扱いはどのようなになるのか	主たる事業所に含めて算定する																							
8	②基本補助	以下のような場合の基本補助の算定はどうなるのか <table><tr><td></td><td>定 員</td><td>現 員</td></tr><tr><td>生活介護</td><td>52</td><td>54</td></tr><tr><td>自立訓練</td><td>12</td><td>6</td></tr><tr><td>日中合計</td><td>64</td><td>60</td></tr><tr><td>（施設入所支援）</td><td>（40）</td><td>（42）</td></tr></table>		定 員	現 員	生活介護	52	54	自立訓練	12	6	日中合計	64	60	（施設入所支援）	（40）	（42）	定員を上限に各月初日の現員（在籍者数）とすることから、以下のとおり <table><tr><td>生活介護</td><td>52名交付（△2）</td></tr><tr><td>自立訓練</td><td>6名交付</td></tr><tr><td>日中合計</td><td>58名交付（定員区分は61～80）</td></tr><tr><td>施設入所支援</td><td>40名交付（定員区分は21～40）</td></tr></table> （※ 弾力的運用通知は考慮しない）	生活介護	52名交付（△2）	自立訓練	6名交付	日中合計	58名交付（定員区分は61～80）	施設入所支援	40名交付（定員区分は21～40）
	定 員	現 員																								
生活介護	52	54																								
自立訓練	12	6																								
日中合計	64	60																								
（施設入所支援）	（40）	（42）																								
生活介護	52名交付（△2）																									
自立訓練	6名交付																									
日中合計	58名交付（定員区分は61～80）																									
施設入所支援	40名交付（定員区分は21～40）																									
9	③加算：入所施設メニュー選択式加算	年額単価であるが、加算人員数はどのように決まるのか。	年度当初の施設入所支援の人数とする。																							
10	③加算：入所施設メニュー選択式加算	入所施設メニュー選択式加算の承認はどのように行われるのか	現行の加算と同様のスケジュールにより手続きを行うことを予定している。 【申請・承認方法】 「選択メニュー一覧表」にそれぞれの要件を満たしている根拠となる資料を添付して申請する。申請を受けたらメニュー要件を満たしているか都で審査の上、承認の通知を行う。																							
11	③加算：入所施設メニュー選択式加算	「前年度に重度者を50%以上受入れ」のメニューはどのように算定するのか	施設入所支援利用者については、前年度末日（3月31日）時点の在籍状況による。																							
12	③加算：入所施設メニュー選択式加算	「区分4の者のうち行動関連項目8点以上の者」とはどのような者か	障害程度区分が4である者のうち、実施機関（区市町村）が実施する障害程度区分の認定に係る調査の結果に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が8点以上となる者とする。 ※ 平成26年4月以降は行動関連項目10点以上となる予定。																							
13	③加算：入所施設メニュー選択式加算	グループホーム、ケアホームのバックアップ施設とはどういうものか。	指定障害福祉サービスとして指定を受けたグループホーム、ケアホームについて、これらの指定上、サービス推進費交付対象施設が「連携体制等」として登録されている場合に評価する。 なお、この登録は当年度4月1日時点で判断する。																							

No.	事項	質 問 要 旨	回 答
14	③加算：入所施設メニュー選択式加算	グループホーム、ケアホームのバックアップの考え方如何	原則として、指定障害福祉サービスとして事業者指定を受けたグループホーム、ケアホームについて、これらの指定上、補助対象施設が連携体制等として登録されているものを指すが、これ以外に、①グループホーム、ケアホームの従業者に対する利用者支援ノウハウの提供、②世話人が欠けたときの緊急対応、研修受講などによる不在時の対応などを実施している施設については、別に定める添付資料を提出し、都がその内容を適切と認めた場合、加算要件に該当するものとする。
15	③加算：入所施設メニュー選択式加算	50歳以上とは当該年度か前年度か。	前年度（4月1日～翌3月31日）に50歳に到達している利用者。
16	③加算：入所施設メニュー選択式加算	ここで言う「地域生活移行実績」とは。	アパートやGH、CHなど、地域における居住の場合（自宅も含む）に移行してかつ、日中活動の場が確保されている場合に地域生活移行実績と認める。 ただし、退所後直ちに入院または他施設へ入所した場合には、加算の対象としない。 なお、GH、CHの体験利用中は地域移行実績とは認めず、体験利用から正式な利用となった年度に地域移行実績として扱う。 (例) H25.3 GH体験利用開始 H25.4 GH正式入居 ↓ H26年度において、「前年度に地域生活移行の実績がある」となる。
17	③加算：入所施設メニュー選択式加算	年度途中で日中の出っ張り定員を12名以上に変更して選択式加算の要件を満たした場合、加算の対象となるか。	当年度4月1日時点で判断する。
18	③加算：入所施設メニュー選択式加算	年度途中でGHの一つを廃止してバックアップ施設から外れた場合は。	当年度4月1日時点で判断する。
19	③加算：入所施設メニュー選択式加算	グループホーム、ケアホームの指定は地域で行われている。故に、同一地区内に同一設置主体のグループホームがある場合、指定上、全て同一の事業所がバックアップ施設となっている。結果的に、コアとなる事業所が100を超えるグループホームのバックアップを行っているが、実際はグループホーム利用者の通所先事業所がバックアップを行っている。こうした場合の判断方法はどのようになるのか。	事業者指定上の連携体制等として登録されているバックアップ施設以外で、グループホーム、ケアホームと協力関係を有している等、一定の要件を満たす事業所については、所定の添付資料が提出された場合、事業者指定上の「連携体制等」と同様、加算要件の対象として取り扱う。
20	④加算：障害者等雇用加算	精神障害者について、申請の際に精神障害者保健福祉手帳の提出は必要か。	寡婦等その他の要件と同様に提出は不要とするが、施設においては控えを保管すること。
21	④加算：障害者等雇用加算	ここでいう「寡婦」とは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に規定する寡婦という解釈でよろしいか。	お見込のとおり。ここでいう「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。
22	⑤加算：最重度障害者加算	新体系では身体・知的の区別なく障害者支援施設となるが、最重度加算の判定は身体と知的で別のものとなっている。どのように考えれば良いか。	施設の主たる利用者が身体障害者か知的障害者かの違いにより判断する。
23	⑤加算：最重度障害者加算	承認の判定にあたっては利用調整会議ポイント（身体）や心障センターにより審査（知的）を行うのか。	お見込みのとおり。
24	⑤加算：最重度障害者加算	年度の途中で障害程度区分が6から6以外に変わった場合、加算はいつまで対象か。	月の初日に6から5以下に変わった場合、加算はその前月まで。月の中途に変わった場合は、その月まで加算対象となる。 月の初日に5以下から6となった場合は、その月から加算対象。月の中途にそうなった場合は、翌月から加算対象となる。
25	⑤加算：最重度障害者加算	障害者等雇用加算の対象者を配置することで、職員配置1：1は満す扱いはできるか。	不可。障害者等雇用加算の拝承者は、最重度障害者加算の職員配置には含めることはできない。
26	⑥加算：医療的ケア充実加算	定員が40名で小規模特例に該当するが、区分6の者が15名いるが、この場合の区分如何。	区分「小規模特例」ではなく、「10～15」の算定を可とする。
27	⑥加算：医療的ケア充実加算	「障害程度区分6のものを10名以上受けれていること」とあるがこの場合の10名以上は当該年度か前年度か。またこの対象者は施設入所支援利用者か。	法人の次年度事業計画に基づく職員配置体制確保との視点を踏まえ、4月1日時点（新年度の初日）とする。 よって当該年度中に区分6の者の規模に変動があっても考慮しない。 対象は施設入所支援利用者。

No.	事項	質 問 要 旨	回 答
28	⑥加算：医療的ケア充実加算	年度中に加算区分が変わる規模で区分6の者の人数が変わった場合の扱い如何。	区分6の者の規模に変動があっても考慮しない。
29	⑥加算：医療的ケア充実加算	職員配置の時点は。	当該年度の4月1日時点。
30	⑥加算：医療的ケア充実加算	医師に歯科医師は含まれるか。	歯科医師も含めることができることとするが、利用者の状況に即して、医師も必ず確保すること。
31	⑥加算：医療的ケア充実加算	医師の回数については、往診や訪問診療についても対象となるか。	診療報酬を請求している場合は対象外とする。
32	⑥加算：医療的ケア充実加算	国制度の重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定される事業所の場合の医療的ケア充実加算（または特定疾患等対応加算）の算定如何。	国制度の加算が算定される場合であっても、対象利用者が異なることから医療的ケア充実加算は算定可能。
33	⑥加算：医療的ケア充実加算	国制度の医療連携体制加算が算定される事業所の場合の医療的ケア充実加算（または特定疾患等対応加算）の算定如何	国制度の加算が算定される場合であっても、対象利用者が異なることから医療的ケア充実加算は算定可能。
34	⑥加算：医療的ケア充実加算	「医師」及び「看護師」のところには、他にどのような職種を含めることができるのか。	「医師」及び「看護師」には、区分6の利用者の状態に応じて、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理技術員を含めることができる。（別表1のとおり）
35	⑦加算：特定疾患等対応加算	医療的ケア充実加算で「看護師のみ配置」の単価を選択した場合、特定疾患等対応加算も「看護師のみ配置」の単価となるのか	お見込みのとおり。特定疾患等対応加算は医療的ケア充実加算の算定を前提としており、区分についても医療的ケア充実加算と同様の区分を選定することとしているため。
36	⑦加算：特定疾患等対応加算	特定疾患等の判断基準如何	医師の診断書による。
37	⑦加算：特定疾患等対応加算	医師の診断書は毎年必要か	原則、必要ないものとするが、診断書については施設において控えを保管すること。
38	⑦加算：特定疾患等対応加算	特定疾患等が複数該当する利用者がある場合は、主たる病状で1名をカウントするのか。	お見込みのとおり。
39	⑦加算：特定疾患等対応加算	特定疾患等の基準日は。	当該年度の4月1日の在籍者。
40	⑦加算：特定疾患等対応加算	職員配置は医療的ケア充実加算による職員配置に上乗せした数か。	お見込みのとおり。
41	⑦加算：特定疾患等対応加算	「医師」及び「看護師」のところには、医療的ケア充実加算と同様の職種を含めることができるのか。	「医師」については、区分6の利用者の状態に応じて、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理技術員を含めることができるが、「看護師」については「看護師」以外は含まない。
42	⑧加算：特定支援充実加算	どのような者が加算の対象となるのか	触法行為または処分等（懲役、執行猶予など）の後、原則として2年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後、施設に入所した者について、入所から3年以内に限り加算対象とする。 なお、「触法行為」とは、逮捕・起訴に至ったものに限らず、不起訴処分や警察官による説諭、あるいは警察の介入以前の段階で処理が完結したものを含め、関係者からの申立てを通じるなどして実施機関が支給決定に先立ち把握していたことが記録上明らかなものを指すものとする。
43	⑧加算：特定支援充実加算	この加算を受けるためには、行動関連項目の点数も、都に提出するのか。	実施機関の意見書は必ず提出していただく。行動関連項目の点数は参考資料として提出を要することとする。
44	⑧加算：特定支援充実加算	市区町村からの意見書は毎月提出するのか。	当該施設への入所または再入所の後、初回の補助申請の際に提出するものであり、毎月/毎年提出は不要。
45	⑧加算：特定支援充実加算	市区町村からの意見書の中で、「将来において見込まれる対象者の生活状況」欄において、将来的にも当該入所者の地域移行は困難である旨の記載がなされている場合、この加算は対象とならないか。	退所後の地域移行が予め確約されていることを要件とするものではないが、加算の趣旨から、対象者への支援方針については、退所後のことも含め、実施機関（市区町村）と入所施設が十分に調整を図る必要がある。

No.	事項	質 問 要 旨	回 答
46	⑧加算：特定支援 充実加算	器物損壊・占有離脱物横領など列記されていない犯罪・逮捕・補導歴があった場合（深夜徘徊で保護など）、加算の対象になるか。	その他欄に具体的な内容を記載した上で都において審査して加算の適否を決定する。
47	⑧加算：特定支援 充実加算	過去３年間に犯罪歴のある利用者がAの施設で加算対象であった者がBの施設へ移ってきた場合、あらためてBの施設で区市町村意見書を取るのか。また、加算の対象である場合、Bの施設では何年間加算の対象となるか。 ２３．３．１・・・逮捕 ⇒ ２３．４．１・・・A施設入所 ⇒ ２５．４．１・・・B施設入所	再入所後に加算の対象となるためには、当該年度に実施機関の意見書を既に都に提出しているか否かに関わらず、再入所後の支援内容を踏まえた意見書を改めて提出する必要がある。 再入所後の加算対象期間は、３６月から、以前に入所した際に加算を受けた期間を差し引いた月数を上限とする。 ただし、入所が継続している場合であっても、加算対象期間は当初の加算開始から４年（４８月）限りで終了する。
48	⑧加算：特定支援 充実加算	この加算を受けることで、施設は利用者に対してどのような支援をする必要があるか。新たな職員の配置は必要か。	必ずしも新たに職員の増配置を求めるものではないが、加算の趣旨に応じて、精神面のケアを行う体制を確保する等、個々の利用者の特性に応じた手厚い支援を行い、入所からおおむね３年後には地域への移行が可能となることを想定している。
49	⑧加算：特定支援 充実加算	行動関連項目の点数は施設が付けるのか、市区町村が付けるのか。東京都の心身障害者福祉センターは関わるのか。	援護の実施機関が施設への調査を踏まえて点数を付ける。
50	⑧加算：特定支援 充実加算	該当者が月の途中で入所した場合いつから加算されるか。	翌月から加算の対象とする。
51	⑧加算：特定支援 充実加算	触法行為のあった後、いつからいつまでの期間が加算対象となるのか。	触法行為または処分等の後、原則として２年以内に入所に向けた調整・相談等を開始し、その後に入所した者について、入所時から３年（３６月）に達するまでの期間を対象とする。
52	⑧加算：特定支援 充実加算	加算対象であった利用者がいったん退所し後日再入所した場合はどうなるのか。	再入所後に加算の対象となるためには、当該年度に実施機関の意見書を既に都へ提出しているか否かに関わらず、再入所後の支援内容を踏まえた意見書を改めて提出する必要がある。 再入所後の加算対象期間は、３６月から、以前に入所した際に加算を受けた期間を差し引いた月数を上限とする。 ただし、入所が継続している場合であっても、加算対象期間は当初の加算開始から４年（４８月）限りで終了する。
53	⑧加算：特定支援 充実加算	入所前には触法行為の経歴があることが判明していなかったが、入所後にそのことが判明した者は、この加算の対象となりうるか。	触法行為に起因して入所に至った者への支援を行うための加算であるため、このような場合は対象とならない。
54	⑧加算：特定支援 充実加算	入所中に触法行為があった者についても、そのことを理由に加算の対象となしうるか。	入所中には、そのようなことのないよう適切な支援を行うことが求められることから、そのようなケースは加算の対象としない。
55	⑪その他	サービス評価を受審しない場合、どうなるのか	これまで同様、基本補助について減算措置を講じる。
56	⑪その他	障害者支援施設における自立訓練事業の対象者の範囲は。	自立訓練事業の利用者が施設入所者か通所者かは問わない。 （国は、自立訓練事業の利用期間を定めてはいるものの、利用者が入所しているかどうかまでは制限していない。）
57	⑪その他	サービス推進費はどの会計でどのように受け入れるのか	従前と同様、会計関係の諸規定に従い、適切に処理されたい。